今月までに設置が義務付けられています

住宅用火災警報器

住宅火災から大切な命を守るために、住宅用火災警報器の設置をお知らせしてきました。消防法により、いよいよ今月末が設置義務の期限となっています。あなたの自宅にはもう設置していますか?

Q. どうして住宅用火災警報器が必要なの?

A. 火災による死者の8割は、住宅火災によるものです。そのうちの5割は「発見の遅れ」が原因です。つまり、火災を早期発見すれば被害が減らせるのです。

広報まさき3月号で紹介したように、住宅用火災警報器によって火災の拡大を未然に防いだ事例報告も増加しています。

Q. どこに設置するの?

A. 次の①②が主な設置場所です。

①寝室

②寝室が2階以上の場合は階段

Q. どんな種類があるの?

A. 大きく分けると、煙に反応する「煙式」と、熱に反応する「熱式」の2種類があります。寝室や階段に設置する場合は煙式のもの、台所には熱式のものがよいでしょう。

Q. どこで購入するの?

A. 防災設備取扱店、電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店などで購入できます。購入の目安として日本消防検定協会のNSマークが付いているものを選びましょう。

「消防署から来た」などといった悪質な販売も発生しています。消防職員が販売することはありません。万が一、悪質販売の被害にあってしまったら、クーリング・オフ制度を活用して解約もできます。また、消防署にも連絡してください。

Q. 罰則はあるの?

A. ありません。

しかし、住宅用火災警報器を設置する目的は、何より、火災からあなたの大切な家族や自分自身の命を守ることにあります。罰則はありませんが、早めに設置しましょう。

大切な家族と自分自身のために
住宅用火災警報器を早期に設置しましょう

1 寝室
就寝に使用する部屋の天井または壁面に設置します。

2 階段
就寝に使用する部屋がある階の、階段の踊り場の天井または壁面に設置します。

3 台所
義務付けられてはいませんが、設置するよう努めてください。

問松前消防署　☎ 984–3404

住宅用火災警報器 お手入れ3つのポイント

①乾電池タイプは交換を忘れずに。
②おおむね 10 年をめどに機器の交換が必要です。
③定期的に作動するか点検しましょう。

高齢者のための在宅生活支援サービス

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、必要な支援を行っています。
サービスを利用するときは、その必要性を各事例ごとに地域ケア会議で協議します。
利用者負担金は、サービスによって異なります。

介護予防生活支援サービス

❶配食サービス

調理が困難な独居高齢者などに、昼食を各家庭まで届けるほか、本人の安否確認を行います。

❷生活管理指導員派遣

生活管理指導員（生活支援ヘルパー）を派遣し、高齢者の日常生活、家事などを支援します。

❸生きがい活動支援通所

家に閉じこもりがちな高齢者に、松前町総合福祉センターなどで、日常動作訓練、レクリエーションなどのサービスを提供します。

❹寝具類等洗濯消毒

衛生管理が困難な独居高齢者などの、寝具や衣類の洗濯、乾燥などを行います。

❺生活管理指導短期宿泊

介護者が留守をする場合、高齢者が特別養護老人ホームで一時的に生活します。

❻老人日常生活用具給付等

心身機能の低下により、日常生活に不安のある独居高齢者などに、電磁調理器、火災警報器などの生活用具を給付・貸与します。

❼緊急通報体制等整備

独居高齢者などの安否確認や相談のほか、急病などの緊急時に備え、緊急通報装置を貸与します。

❽特殊入浴サービス

自宅での入浴が困難な人を施設に送迎し、施設で入浴を提供します。

家族介護支援サービス

❶家族介護用品の支給

要介護度4･5程度の高齢者を介護していて、町民税非課税の家族に介護用品（オムツなど）を現物支給します。

❷在宅寝たきり老人等介護手当支給

寝たきりや重度の認知症の高齢者を自宅で介護していて、町民税非課税の家族に対し、介護手当を支給します。

地域包括支援センターは、高齢者とその家族に対して、在宅介護に関する相談助言や必要なサービスの利用を可能にするための連絡や調整など、総合的な相談を受け付けています。

また、地域の最寄りの相談窓口として、在宅介護支援センターを設置しています。お気軽にご利用ください。

問松前町地域包括支援センター　☎ 985–4205
松前町在宅介護支援センター
みどり　☎ 985–2121
鶴寿荘　☎ 985–0405
菜の花　☎ 984–7366
エンゼル　☎ 984–6407

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。しかし、国民年金保険料の納め忘れなどで、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

また、老齢基礎年金を受給するには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則25年以上必要です。要件を満たしていない場合は、70歳前に受給資格期間（25年）を満たすまで任意加入することができます（昭和40年4月1日以前に生まれた人に限る）。

また、海外に在住する日本国籍の人も、国民年金に任意加入することができます。これらの任意加入制度については、月々の保険料を確実かつ円滑に納付いただくため、原則、口座振替を申し込んでもらうようになります。

▼**必要書類**

年金手帳、預金通帳、口座の届出印

問松山西年金事務所　国民年金課☎925―5175
町民課住民係☎985―4106

住基カードの無料発行期間を延長

住民基本台帳カードの無料発行期間を平成24年3月31日まで延長しました。顔写真付きの住基カードであれば、公的な身分証明書として利用でき、平日であれば他市町村の窓口でも住民票（本籍地の記載ないもの）を取得できます。写真はその場で撮ります。

▼**受付時間**　平日9時～16時

▼**申請に必要な物**

①官公署発行の写真付き身分証明書（運転免許証、パスポートなど）＋保険証など　②印鑑　★公的個人認証希望の場合は500円

※官公署発行の写真付き身分証明書がない場合は事前に問い合わせを。

問町民課住民係☎985―4105

障がいのある人の

自動車税・軽自動車税を減免します

自動車税または軽自動車税を（1台に限り）減免します。

▼**対象**

障がい者本人が所有する自動車（18歳未満または精神に障がいのある人はその人と生計を一にする家族の所有車も含む）を次のいずれかの人が運転する場合

❶障がい者本人
❷障がい者と生計を一にする家族
❸障がい者だけの世帯の障がい者を常時介護する人

▼**減免の対象となる障がいの範囲**

左表のとおり

▼**申請に必要なもの**

【自動車税・軽自動車税共通】
❶各種手帳　❷運転免許証
❸納税通知書
❹印鑑（シャチハタ不可）

【自動車税】
❶自動車検査証　❷生計同一者または常時介護者が運転する場合は、①生計同一証明書か常時介護証明書②通学・通園・通所証明書、通院証明書か通勤・生業証明書

※戦傷病者手帳をお持ちの人はお問い合わせください。

※軽自動車税については、納税通知書が届いてから申請にお越しください。

▼**申請期限**　5月24日（火）

▼**申請先**

（自動車税）県中予地方局課税課自動車税担当☎909―8754
（軽自動車税）税務課町民税係☎985―4110

◎身体障害者手帳の区分

障害の区分		運転障害の級別	
		本人が運転	生計同一者、常時介護者
視覚障害		1級～4級	
聴覚障害		2級・3級	
平衡機能障害		3級	
音声機能、言語障害またはそしゃく機能の障害		3級（喉頭摘出のみ）	
上肢不自由		1級・2級	
下肢不自由		1級～6級	1級～3級
体幹不自由		1～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障害		1級・3級	
じん臓機能障害			
吸器機能障害			
ぼうこうまたは直腸の機能障害			
小腸の機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	
肝臓機能障害			

◎療育手帳の区分　A判定
◎精神障害者保健福祉手帳の区分　1級

犬・猫の不妊や去勢手術を助成します

飼い犬・猫の不妊去勢手術の費用を助成します。

▼**補助対象**（❶～❺全てを満たす人）

❶平成23年3月2日から24年3月31日までに、県内の動物病院で手術をした飼い主であること
❷飼い主が松前町に在住していること
❸動物取扱業を行う飼い主でないこと
❹犬の飼い主は、登録を行い、狂犬病予防注射済票を23年3月2日から24年3月31日までに交付されていること
❺前年度分の町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していない飼い主であること

▼**補助件数**　犬・猫合わせて先着100頭

▼**補助金額**　2300円

▼**申請方法**　手術終了後、速やかに次の書類を提出してください。

①補助金交付申請書
②補助金請求書
③前年度分の市町村税の納税証明書（課税のない人は非課税証明書）
④65歳以上の申請者は①～③に加えて前年度中の介護保険料納付証明書
⑤後期高齢者医療制度に該当の申請者は①～④に加え、前年度中の保険料納付証明書

◉申請書は町民課にあるほか町ホームページからダウンロードできます。

▼**受付期間**　平成24年3月末まで

▼**申請先**　町民課生活環境係☎985―4117

障がいのある人へ

住宅用火災警報器設置を補助します

平成23年5月末までに住宅に火災警報器を設置しなければなりません（詳しくは14ページ）。

障がい者への制度として日常生活用具給付等事業における補助制度がありますので、条件に該当し、制度を利用する人はお問い合わせください。なお、この事業は義務付け以前から実施されていて、5月末以降でも利用可能です。

▼**対象者**

①身体障がい者手帳2級以上（視覚、聴覚障がい者など）
（単独世帯及びこれに準ずる世帯）
②療育手帳A
③精神障がい者

問福祉課障がい者福祉係☎985―4112

動物愛護センターの職員による

子犬のしつけ教室

犬の飼い主さんなどを対象に、犬の習性や本能、子犬の基本的なしつけ方などをお話しします。犬を飼おうと思っている人、犬を飼い始めた人は、ぜひご参加ください。

日時　5月15日㊐
13時～14時30分
受け付け　12時30分～
場所　松前町健康増進センター
（松前町大字鶴吉118番地1）
申し込み　当日時間までにお越しください。
※犬を連れての参加はできません（愛護センターの犬によるデモンストレーションで行います）。

問県動物愛護センター☎977-9200
町民課生活環境係　☎985-4117

排出ルールを守ろう

ごみステーション

ごみステーションは、地域の皆さんが設置・管理をしている場所です。排出ルールを守り、皆さんで清潔に使いましょう。

◆**収集日当日の午前7時までに**
ごみは収集日当日の午前7時までに出してください。前日からごみを出すことは近所迷惑になりますので絶対にしないでください。

◆**収集されなかったら出し直す**
分別が不十分、指定日以外に出されたごみは収集しません。排出した人は、正しく分別し決められた日に出し直してください。

◆**他のごみステーションに出さない**
「通勤途中で都合がいいから」などの理由で、他のごみステーションやそれ以外の場所にごみを置く（不法投棄）ことはやめてください。

◆**お願い**
交通事情、収集するごみの量によって収集時間が遅くなることがあります。ご理解をお願いします。事業系ごみは収集できません。

問町民課ごみ対策係　☎985-4117

町への貴重なご意見ありがとうございました

平成22年度中に、役場1階のフレッシュBOX（意見箱）に寄せられたご意見は25件でした。

この制度は、皆さんから町政に対する「こうなればいいのに！」という提案や要望をお寄せいただくことにより、施策などを見直し、松前町をより暮らしやすい町にしていこうというものです。

寄せられたご意見には、担当課が文書や電話などで可能な限り回答し、改善を目指します。「貸出図書の新刊案内は早く見たい」というご意見のおかげで、月初めの朝に間に合うようにホームページ上で案内されるようになりました。

ご意見をお寄せいただく際には、住所、氏名、電話番号などをご記入ください。いただいたご意見は、個人情報などの取り扱いに十分注意し、広報紙などで紹介させていただくことがあります。

松前町はあなたにとって暮らしやすい町でしょうか？　ご意見やご提言をぜひお寄せください。

▼意見・提言方法

▽フレッシュBOX…役場庁舎1階ロビー

▽郵送…〒791－3192　松前町大字筒井631番地　総務課広報情報係

▽FAX…985－4148

※メールは町ホームページから各担当係宛に送信できます。

問総務課広報情報係　☎985－4132

お寄せいただいたご意見の内訳

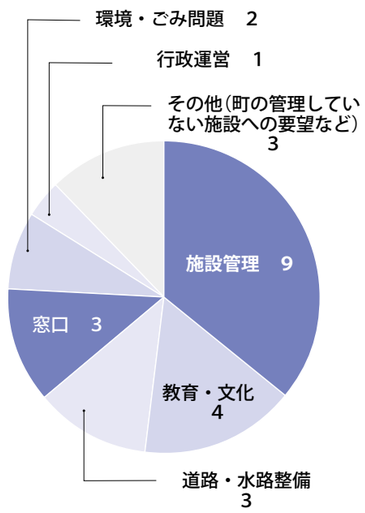

軽自動車税がコンビニで納付できるようになりました

軽自動車税は、本年度から、これまでの金融機関窓口に加え、コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。

▼利用できるコンビニ店舗

エーエム・ピーエム、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエフ、セイコーマート、セーブオン、セブン－イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソンなど

※この他にも利用できる店舗があります。詳しくは納付書の裏面をご覧ください。

問税務課管理収納係　☎985－4109

6月1日は『人権擁護委員の日』

特設人権相談所を開設します

家庭内の問題、隣近所のもめごとなど人権問題でお困りの人はご相談ください。相談無料・秘密は厳守します。

《特設人権相談所》

▼日時　6月1日（水）10時～17時

▼場所　松前総合文化センター2階第2研修室

▼電話番号　☎985－1313

▼相談担当　人権擁護委員　水口憲三さん、髙石勤さん、武智温子さん、平井章能さん、兵頭美貴子さん、大西克彦さん

《電話相談》

▼日時　6月1日（水）9時～21時

▼電話番号　☎0120－459－737（フリーダイヤル）

▼相談担当　人権擁護委員、法務局職員

問社会教育課人権教育係　☎985－4137

「守ろう人権　なくそう差別」

2011　明るい人権の町づくり大会

◎**日　時**　5月14日㊏13時30分～（受け付け13時～）

◎**会　場**　松前総合文化センター広域学習ホール

◎**内　容**　開会行事（13時30分～）

人権啓発劇（14時10分～）

岡田中学校2・3年生の皆さん

「エスパー未来」

記念講演（14時50分～）

講師　城戸久枝さん

あの戦争から遠く離れて

～『中国残留孤児の父とその娘の物語』～

※手話と要約筆記がつきます。

閉会行事（16時20分～）

◎**参加費**　無料

※無料託児あります。希望者は事前に社会教育課へお申し込みください。

◎講師紹介

城戸　久枝さん

1976年松山市生まれ。伊予市育ち。徳島大学卒業。大学在学中、吉林大学（吉林省長春市）へ留学。語学研修のかたわら現代日中関係史を学ぶ。出版会社勤務を経て、2005年よりフリーランスのライター。初の単行本となる「あの戦争から遠く離れて～私につながる歴史をたどる旅」で第39回大宅壮一ノンフィクション賞、第30回講談社ノンフィクション賞、第7回黒田清JCJ新人賞を受賞。

問社会教育課人権教育係　☎985-4137

平成23年度

水道検針・集金事務委託者

検針員

委託者名	検針地区
大野　光	宗意原・今新開
渡瀬　紀代	徳丸・中川原・出作・鶴吉
増田　弥生	徳丸・中川原・出作・鶴吉
増田　恵美	新立・本村
松田　未幸	永田・東古泉・大溝
峠越　明美	西古泉
池内　桂子	北川原・南黒田
山地　清夏	北黒田・宗意原・新立
山本　巳千代	西高柳・北黒田西・南黒田
大野　美保	筒井
戎屋　多恵子	筒井
平野　さつき	上高柳・恵久美・横田
楠野　千恵子	北黒田東・新立・宗意原
加藤　初恵	大間・昌農内
高橋　季美枝	神崎・塩屋

集金員

委託者名	集金地区
森本　由記美	南黒田西・北黒田・宗意原・筒井
堀部　一美	本村・筒井東・西古泉
松本　正子	新立・宗意原
戒田　京子	塩屋
阪東　利美	塩屋南
西森　文子	北黒田東
大野　光	新立（駅東）

※担当が細かく分かれている地区もあります。

問上下水道課水道業務係　☎985-4133

5月11日㊌～5月20日㊎

平成23年春の全国交通安全運動

交差点　人も車も　一呼吸

◆知っていますか？自転車安全利用五則

1 車道が原則、歩道は例外
2 車道は左側を通行
3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4 安全ルールを守る
5 子どもはヘルメットを着用

問町民課コミュニティ係　☎985-4228